

# I 給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 29,648	千円 13,139,668	千円 237,336	千円 1,405,606	% 10.7	% 11.6

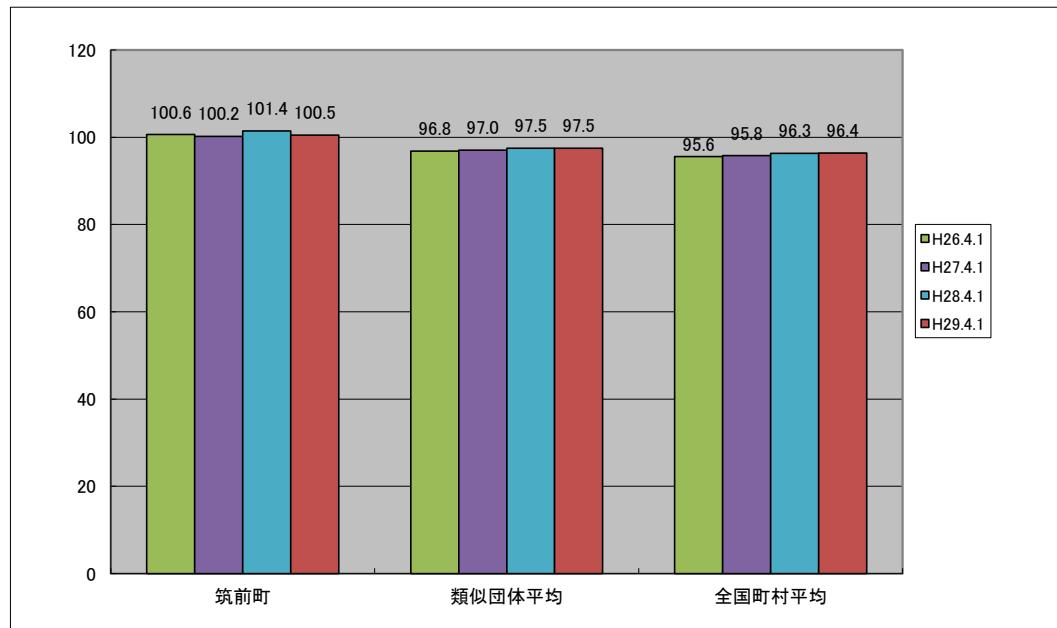
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 148	千円 597,415	千円 77,572	千円 234,993	千円 909,980	千円 6,148	千円 5,805

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準に2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給与表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合にはその理由))

平均引下げ率 1.8% 、 平成28年2月施行(平成27年4月1日 還及適用) 、 経過措置(現給保障) 平成33年3月31日まで

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び該当団体の支給割合)

国基準0%に対し、筑前町においても0%

③ その他見直し内容

なし

#### (5) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
筑前町	40.6 歳	314,800 円	353,043 円	335,901 円
福岡県	43.2 歳	330,600 円	418,756 円	368,978 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.4 歳	306,690 円	368,419 円	341,025 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
筑前町	54.1 歳	4 人	383,000 円	395,425 円	389,250 円
うち学校給食員	54.6 歳	3 人	383,300 円	396,533 円	388,300 円
福岡県	55.3 歳	584 人	330,000 円	380,549 円	356,671 円
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	— 円	328,360 円
類似団体	50.6 歳	10 人	298,706 円	326,111 円	317,152 円

(注)1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況 (29年4月1日現在)

区分	筑前町	福岡県	国
一般行政職	大学卒 178,200 円	184,800 円	178,200 円
	高校卒 146,100 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	大学卒 178,200 円	— 円	— 円
	高校卒 146,100 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（29年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上 ～15年未満	経験年数20年以上 ～25年未満	経験年数25年以上 ～30年未満	経験年数30年以上 ～35年未満
一般行政職	大学卒	287,100円	363,600円	391,900円	404,400円
	高校卒	一円	347,800円	369,200円	一円

区分		経験年数10年以上 ～15年未満	経験年数20年以上 ～25年未満	経験年数25年以上 ～30年未満	経験年数30年以上 ～35年未満
技能労務職	大学卒	一円	一円	一円	一円
	高校卒	一円	一円	一円	一円

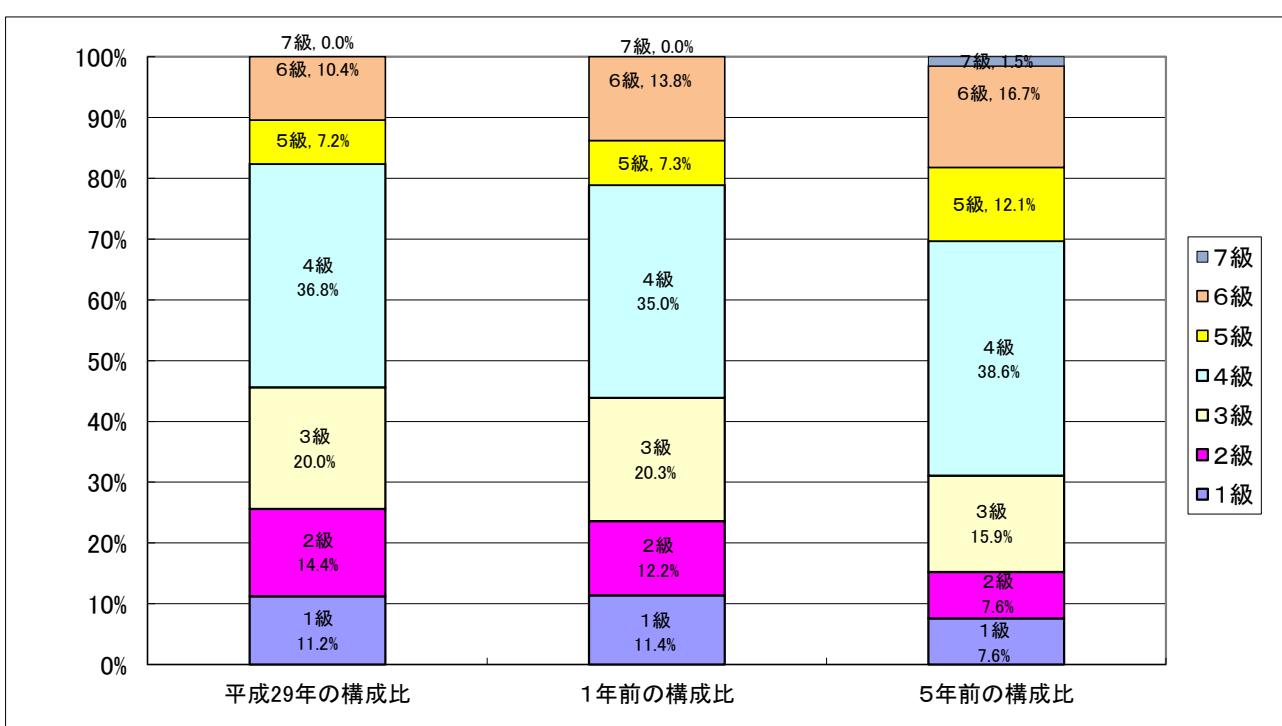
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	合計		1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額	職務の内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)			職名	人	人	%	段階
1級	主事	14	11.2	円 141,600	円 246,600	主事 技師	13 1	57	46%	係員級
2級	主事	18	14.4	円 191,700	円 303,400	主事	18			
3級	主任主事	25	20.0	円 227,900	円 349,200	主任主事 主任技師	22 3	46	37%	係長級
4級	係長 主査	46	36.8	円 261,100	円 387,700	係長 主査	32 14			
5級	課長補佐	9	7.2	円 287,100	円 395,200	課長補佐	9	9	7%	補課長級
6級	課長 副課長	13	10.4	円 317,700	円 410,400	課長 副課長	11 2	13	10%	課長級
7級	相当困難な業務を処理する課長	0	0.0	円 361,800	円 444,100		0	0	0%	
	合計	125	100.0							

(注)1 筑前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への人事評価の活用状況（筑前町）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
上位、標準の区分		<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

筑前町	福岡県		国	
1人当たり平均支給額(28年度) 1,524 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,607 千円		—	
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分		(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算…5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算…5～20% ・管理職加算…10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算…5～20% ・管理職加算…10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(筑前町)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

筑前町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分	勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
(退職時特別昇給	制度なし	)			
1人当たり平均支給額	22,170	千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)		127 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		127 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
筑前町	0.0 %	一 人	0.0 %
福岡市内	4.75 %	2 人	10.0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数(ラスパイレス指数)		100.5 %	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	28,493 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	226 千円
支給実績 (27年度決算)	26,999 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	212 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族1人目(子) " (父母等) 9,000円 16~22歳の扶養親族 5,000円加算	同	—	17,595 千円	244,375 円
住居手当	借家・借間の最高支給限度額…27,000円	同	—	8,378 千円	335,120 円
通勤手当	交通機関等利用者…運賃相当額(ただし、最高限度額 55,000円) 交通用具使用者…2,000円～26,400円	異	通勤手当定額表の使用距離区分と月額	10,749 千円	85,309 円
管理職手当	総務・企画・財政課長 60,000円 6級の上記以外の課(室)長 50,000円 6級の副課(室)長・参事・所長 40,000円	同	—	12,106 千円	605,300 円
休日勤務手当	祝日法による休日に勤務 代休取得…時間外があれば、一時間につき 125/100及び150/100の支給 代休未取得…一時間につき135/100及び 160/100の支給	同	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日、祝日法による休日及び年末年始に勤務 勤務1回につき、4,000円 (勤務従事時間が6時間超の場合は、6,000円)	同	—	124 千円	11,272 円

## 5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料	町長 副町長	（参考）類似団体における最高／最低額		
		791,000 (—)	円 円)	920,000円／585,600円
報 酬	議長	625,000 (—)	円 円)	760,000円／539,400円
	副議長	330,000 (—)	円 円)	499,000円／227,000円
	議員	278,000 (—)	円 円)	430,000円／182,000円
期末手当	町長	(28年度支給割合) 2.60	月分	
	副町長	(28年度支給割合) 2.60	月分	
退職手当	議員	(算定方式) 791,000×(510/100)×4	(1期の手当額) 16,136,400円	(支給時期) 任期満了後
	町長 副町長	625,000×(300/100)×4	7,500,000円	任期満了後
備考		—		

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

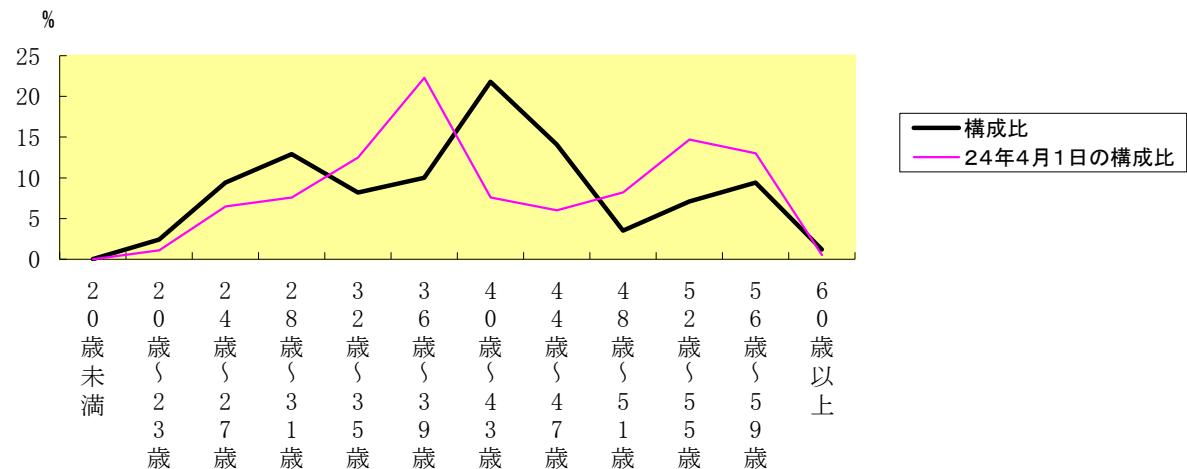
(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		平成29年	平成28年		
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務	40	38	2	派遣、出向者配置による増(△2)
	税務	10	11	△1	派遣に伴う減(△1)
	農水	8	8	0	
	商工	2	2	0	
	土木	17	18	△1	出向に伴う(△1)
	民生	37	37	0	
	衛生	12	12	0	
	計	128	128	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 43.22人 50..85人
	教育部門	19	20	△1	指導主事の退職不補充(△1)
消防部門					
	小計	147	148	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 49.63人 65.22人
公営企業計等部門	水道 下水道 その他	7 5 11	7 5 10	0 0 1	派遣に伴う増(1)
	小計	23	22	1	
	合計	170 [ 250 ]	170 [ 250 ]	0 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.4人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	4	16	22	14	17	37	24	6	12	16	2	170

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門\区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	134	130	125	126	128	128	△6(△4.5)
教育	24	24	25	23	20	19	△5(△20.8)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	158	154	150	149	148	147	△11(△7)
公営企業等会計計	26	26	21	22	22	23	△3(△11.5)
総合計	184	180	171	171	170	170	△14(△7.6)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## II 勤務時間・その他の勤務条件の状況

### 1 勤務時間

開始時刻	終了時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

(注) 職場などで上記と異なる場合があります。

### 2 その他の勤務条件

#### (1)休暇制度

休暇の種類	事由	取得期間
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	20日(前年に未使用日数がある場合、最大20日を繰越)
病気休暇	負傷または疾病のため療養をする必要がある場合	結核性疾患 最大1年 その他の疾患 最大90日 (町長が特に必要と認める疾患 最大180日)
特別休暇	出産休暇	出産予定である職員の申し出による 産前8週間(多胎妊娠14週間)、産後10週間
	生理休暇	生理により、勤務が著しく困難な場合 最大3日
	育児時間	生後1年3ヶ月未満の子を育てる場合 1日2回、1回60分以内(通算も可能)
	子の看護休暇	中学校就学未満の子の看護のため 最大5日
	祭日	父母、配偶者及び子の祭日(法事等) 慣習上最小限度必要と認める期間
	忌引	親族の喪に遇った場合 続柄に応じて、1日～10日
	結婚休暇	職員が結婚した場合 結婚の日等の前5日～後1か月の間、5日又は連続7日間
	出産補助休暇	配偶者が出産する場合 妻の出産予定日の3日前から出産の日後14日以内において継続し、又は分割して3日間
	出産補助休暇(育児)	出産に係る子、又は小学校就学前の子(妻の子を含む)の養育 妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、5日の範囲内の期間
	夏季休暇	心身の健康の維持及び増進等 7月～9月の期間内において、原則として連続する6日の範囲内
	ボランティア休暇	無報酬の社会貢献活動をする職員 1年につき最大5日
	ドナー休暇	骨髓移植のための骨髄液の提供等 その都度必要と認める期間
	リフレッシュ休暇	勤続10年、20年及び30年到達後 1年以内において、原則として連続する3日の範囲内
	短期の介護休暇	要介護者(配偶者、父母、子、同居している祖父母、孫、兄弟姉妹等)の介護が必要な場合 5日以内
	介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 連続する6月の期間内において必要と認められる期間

※ 特別休暇について、上記の他、「交通遮断」、「住居の滅失又は破壊」、「交通機関の事故」、「証人、鑑定人又は参考人としての出頭」、「選挙権等の権利の行使」などがある。

#### (2)育児休業制度

種類	事由	取得期間
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が休業することができる制度	出産休暇終了後から子が三歳に達する日までのうち、職員の請求に基づく期間
部分休業		上記期間において、1日を通じて2時間を超えない範囲内 (育児時間取得者はその時間を差し引く)

(平成28年度実績)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性	0人	0人
女性	2人	0人
計	2人	0人

※ 上記人数は、平成28年度に新たに育児休業を取得した職員数であり、平成27年度から継続の者を除く。

### III 分限及び懲戒処分の状況

#### 1 分限処分

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職務に必要な適格性を欠くと認められる場合に、公務の効率性の維持及び適正な運営のため当該職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分のことです。

分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

#### 2 懲戒処分

懲戒処分とは、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、任命権者がその職員の道義的責任を問うことにより組織の綱紀肅正を目的に行う処分のことです。

懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

(平成28年度)

分限処分の状況	
内 容	人 数
降 任	0 人
免 職	0 人
休 職	0 人
降 給	0 人

(平成28年度)

懲戒処分の状況	
内 容	人 数
戒 告	0 人
減 給	0 人
停 職	0 人
免 職	0 人

### IV 服務の状況

服務の根本基準として、地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならず、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」、「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」、「営利企業等の従事制限」といった服務上の義務を負うことになります。

営利企業等の従事許可の状況（平成28年度）

従 事 内 容	申 请 件 数	許 可 件 数
会社、その他団体等の役員の地位を兼ねること	0 件	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	0 件	0 件
報酬を得て事業もしくは事務にも従事すること	39 件	39 件
計	39 件	39 件

※「報酬を得て事業もしくは事務にも従事すること」については、消防団員としての従事許可が34件。  
そのほか、森林組合、環境を守る会の事務など。

### V 職員研修の状況

職員研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的として、任命権者が行うものとされています。

筑前町では、「地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする」(地方公務員法第39条)の規定に従い「筑前町人材育成基本方針・基本計画」を策定し、これに基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。

職員研修の実施状況（平成28年度）

（単位：人）

研修区分	研修名	研修日数	参加人数
職場内研修	新規採用職員事前研修	4日	7
	庁内システム研修	1日	7
	人事評価制度研修	2日	27
	男女共同参画講演会	1日	53
	人権同和職員研修	6日	延べ168
	メンタルヘルス研修	2日	41
	女性活躍推進法研修	1日	44
職場外研修	法制執務研修	3日	71
	全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)	9日	1
	福岡県市町村職員研修所	1~4日	65
	民間研修機関や上記以外の機関での研修	2日	1

## VI 福祉及び利益の保護の状況

職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度があります。この共済制度には、老後の生活の維持を目的とする退職年金の支給に関する制度も含まれており、福岡県市町村職員共済組合が制度の運用を行っています。

また、職員の安全及び健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法に基づき、衛生管理者や産業医の選任並びに衛生委員会の設置等を実施し、安全衛生管理体制の整備に努めています。公務上の災害、又は通勤による災害により被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、その療養等に対して必要な補償を行っています。

### 1 職員健診

職員検診の実施状況（平成28年度）

区分	実施期間	受診者数
総合健診	H28.10/3.4.5.6	173人

### 2 公務災害補償

公務災害等の認定状況（平成28年度）

区分	認定件数
公務災害	0 件
通勤災害	0 件

### 3 福利厚生事業

町では、地方公務員法第42条に定めのある職員の厚生制度について、筑前町職員互助会を設置し、町に代わって職員の保健、元気回復その他厚生に関する様々な事業を行っています。この職員互助会は、職員の会費及び町の負担金等で運営されています。

#### 福利厚生事業概要

事業	概要
給付事業	結婚祝金、出産祝金、入院見舞金、弔慰金、入学祝金等の給付事業（福岡県市町村福祉協会の給付事業等）
貸付事業	不時の出費（生活費等）を必要とするときの福祉資金の貸出し事業
厚生事業	体育・文化活動・助成事業、リフレッシュ事業、地域活動（環境美化）事業など
保険事業	生命保険等の各種保険の団体取扱事業

互助会・福祉協会に対する公費負担の状況（平成28年度）

区分	会員数	公費負担金総額	掛金・町負担金の割合
互助会	173 人	1,372 千円	1 : 1
福祉協会	173 人	2,335 千円	1 : 1

### 4 職員の利益の保護

職員の利益の保護について、地方公務員法では、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」をすることができますとされています。これらの要求や申立ての審査機関として公平委員会があります。

公平委員会からの勧告に基づく是正措置（平成28年度）

区分	件数
勤務条件	0 件
不利益処分	0 件